

令和5年12月19日提案

令和5年第9回琴浦町議会定例会
(追加議案)

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 133 号	琴浦町手数料条例の一部改正について	133
議案第 134 号	令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議案第 135 号	建設工事請負契約の締結について〔新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事〕	135

議案第133号

琴浦町手数料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月19日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町手数料条例の一部を改正する条例

琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別表(第2条関係) (その1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">住民票の写し又は住民票の写しの広域交付</td> <td style="padding: 5px;">1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;"><u>戸籍証明書又は戸籍証明書</u>の広域交付</td> <td style="padding: 5px;">1 通につき 450</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	金額	略		住民票の写し又は住民票の写しの広域交付	1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)	略		<u>戸籍証明書又は戸籍証明書</u> の広域交付	1 通につき 450	<p>別表(第2条関係) (その1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">住民票の写し</td> <td style="padding: 5px;">1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">広域交付住民票の写し</td> <td style="padding: 5px;">1 通につき 300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;"><u>戸籍の記録事項証明</u></td> <td style="padding: 5px;">1 通につき 450</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	金額	略		住民票の写し	1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)	広域交付住民票の写し	1 通につき 300 円	略		<u>戸籍の記録事項証明</u>	1 通につき 450
手数料を徴収する事項	金額																						
略																							
住民票の写し又は住民票の写しの広域交付	1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)																						
略																							
<u>戸籍証明書又は戸籍証明書</u> の広域交付	1 通につき 450																						
手数料を徴収する事項	金額																						
略																							
住民票の写し	1 通につき 300 円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1 通につき250円)																						
広域交付住民票の写し	1 通につき 300 円																						
略																							
<u>戸籍の記録事項証明</u>	1 通につき 450																						

	円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1通につき400円)		円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1通につき400円)
<u>除籍証明書又は書籍証明書の広域交付</u>	1通につき 750円	<u>除籍の記録事項証明</u>	1通につき 750円
<u>除籍の謄抄本又は除籍の謄抄本の広域交付</u>	1通につき 750円	除籍の謄抄本	1通につき 750円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円(ただし、同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う		

	場合における当該発行を除く。)
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円(ただし、同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)
略	

略	

届出若しくは申請の受理 証明書若しくは届書その 他の書類の記載事項証明 書又は届書等情報の内容 の証明書	1 通につ き 350 円(上質 紙を用い た婚姻、 離婚、養 子縁組、 養子離縁 又は認知 の届出の 受理に関 する証明 書は、1 通につき 1,400 円)	届出・申請の受理又は届書 その他の書類の記載事項 に関する証明	1 通につ き 350 円
<u>届書その他の書類又は届 書等情報の内容を表示し たものの閲覧</u>	<u>書類又は 届書等情 報の内容 を表示し たもの1 件につき 350円</u>	上質紙を用いた婚姻・離 婚・養子縁組・養子離縁又 は認知の届出の受理証明	1 通につ き 1,40 0円
略		略	
(その2)及び(その3) 略		(その2)及び(その3) 略	

附 則
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第134号

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,507,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 12 月 19 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,388,193	192,009	1,580,202
	1. 国庫負担金	780,475	1,947	782,422
	2. 国庫補助金	603,989	190,062	794,051
16. 県支出金		1,194,172	690	1,194,862
	1. 県負担金	348,696	690	349,386
19. 繰入金		819,871	11,000	830,871
	2. 基金繰入金	809,339	11,000	820,339
21. 諸収入		211,400	1,400	212,800
	5. 雑入	182,145	1,400	183,545
歳入	合計	13,302,120	205,099	13,507,219

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,717,192	191,917	3,909,109
	1. 総務管理費	3,523,720	188,834	3,712,554
	2. 徴税費	114,898	146	115,044
	3. 戸籍住民登録費	63,895	2,937	66,832
3. 民生費		3,397,240	8,379	3,405,619
	2. 児童福祉費	1,364,906	8,379	1,373,285
4. 衛生費		535,208	△9	535,199
	2. 清掃費	272,658	△9	272,649
5. 農林水産業費		1,157,368	1,286	1,158,654
	1. 農業費	1,077,871	1,286	1,079,157
8. 消防費		341,469	643	342,112
	1. 消防費	341,469	643	342,112
9. 教育費		1,119,544	2,381	1,121,925
	4. 社会教育費	357,378	2,381	359,759
13. 予備費		25,885	502	26,387
	1. 予備費	25,885	502	26,387
歳 出	合 計	13,302,120	205,099	13,507,219

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対応重点支援商品券配付事業	47,050
2. 総務費	1. 総務管理費	物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援枠）	63,395

2. 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	戸籍住民登録事務	8,547	戸籍住民登録事務	11,484

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,388,193	192,009	1,580,202
16. 県支出金	1,194,172	690	1,194,862
19. 繰入金	819,871	11,000	830,871
21. 諸収入	211,400	1,400	212,800
歳入合計	13,302,120	205,099	13,507,219

(歳出)

一般 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,717,192	191,917	3,909,109	190,062		1,400	455
3. 民生費	3,397,240	8,379	3,405,619	2,637			5,742
4. 衛生費	535,208	△9	535,199				△9
5. 農林水産業費	1,157,368	1,286	1,158,654				1,286
8. 消防費	341,469	643	342,112				643
9. 教育費	1,119,544	2,381	1,121,925				2,381
13. 予備費	25,885	502	26,387				502
歳出合計	13,302,120	205,099	13,507,219	192,699		1,400	11,000

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費負担金	741,647	1,947	743,594	2. 児童福祉費負担金	1,947	教育・保育施設型給付費負担金 1,947
計	780,475	1,947	782,422			

(款) 15. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費補助金	207,650	190,062	397,712	1. 総務費補助金	190,062	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,937
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 187,125
計	603,989	190,062	794,051			

(款) 16. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費負担金	344,831	690	345,521	2. 児童福祉費負担金	690	教育・保育施設型給付費負担金 690
計	348,696	690	349,386			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	283,307	11,000	294,307	1. 財政調整基金繰入金	11,000	財政調整基金繰入金 11,000
計	809,339	11,000	820,339			

(款) 21. 諸収入 (項) 5. 雑入

2. 雑入	181,973	1,400	183,373	2. 過年度分	1,400	源泉所得税返納金 1,400
計	182,145	1,400	183,545			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

— 一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	661,134	166	661,300				166	18. 負担金、補助及び交付金	166	ふるさと広域連合負担金(管理) 166
11. 新型コロナウイルス感染症対策費	289,880	187,125	477,005	187,125				3. 職員手当等	900	時間外勤務手当 900
								10. 需用費	1,475	消耗品費 330 印刷製本費 1,145
								11. 役務費	3,434	通信運搬費 3,236 手数料 198
								12. 委託料	54,246	物価高騰対応重点支援給付金システム改修委託料 2,200 物価高騰対応重点支援商品券配付事業委託料 52,046
								18. 負担金、補助及び交付金	1,070	化学肥料低減定着促進事業費補助金 1,070
								19. 扶助費	126,000	物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援枠) 126,000
								21. 補償、補填及び賠償金	1,400	補填金 1,400
12. 諸費	50,378	1,543	51,921			1,400	143	26. 公課費	143	延滞税及び加算税 143
計	3,523,720	188,834	3,712,554	187,125		1,400	309			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 賦課徴収費	40,429	146	40,575				146	18. 負担金、補助及び交付金	146	ふるさと広域連合負担金(滞納整理)	146
計	114,898	146	115,044				146				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民登録費

1. 戸籍住民登録費	63,895	2,937	66,832	2,937				12. 委託料	2,937	戸籍附票システム改修業務委託料(振り仮名)	1,320
										戸籍附票システム改修業務委託料(旧氏)	1,617
計	63,895	2,937	66,832	2,937							

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	868,939	5,542	874,481	4,964			578	19. 扶助費	5,542	教育・保育施設型給付費	5,542
2. 保育所運営費	426,752	2,837	429,589	△2,327			5,164	12. 委託料	2,837	私立保育園委託料	2,837
計	1,364,906	8,379	1,373,285	2,637			5,742				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

— 般 (単位: 千円)

2. し尿処理費	27,368	△9	27,359				△9	18. 負担金、補助及び交付金	△9	ふるさと広域連合負担金(し尿処理施設建設費)	△9
計	272,658	△9	272,649				△9				

(款) 5. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

4. 畜産業費	13,109	1,286	14,395				1,286	18. 負担金、補助及び交付金	1,286	肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	1,286
計	1,077,871	1,286	1,079,157				1,286				

(款) 8. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	250,256	643	250,899				643	18. 負担金、補助及び交付金	643	ふるさと広域連合負担金(消防費運営)	643
計	341,469	643	342,112				643				

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

2. 公民館費	133,200	2,381	135,581				2,381	14. 工事請負費	2,381	八橋地区公民館屋根・樋・軒天改修工事	2,381
計	357,378	2,381	359,759				2,381				

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	25,885	502	26,387				502		502	
計	25,885	502	26,387				502			

議案第135号

建設工事請負契約の締結について
〔新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字出上130-1外
- 3 工事完成期限 令和7年2月28日
- 4 請 負 金 額 一金 875,270,000円
- 5 契約の方法 限定公募型指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1
氏名 新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事
馬野建設・伊藤建設・岡崎組
特定建設工事共同企業体

令和5年12月19日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志